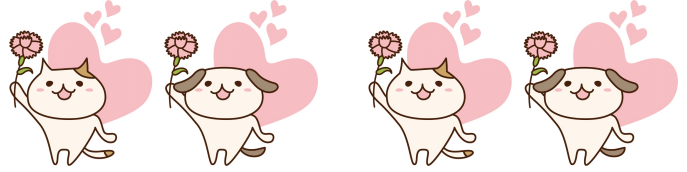


犬や猫の飼い主の皆さまへ

9月20日～26日は動物愛護週間

動物は愛情と責任をもって、最期まで適正に飼いましょう



犬や猫を捨てないで

犬や猫などの愛護動物を捨てることは法律で禁止され、100万円以下の罰金が科せられることがあります。

飼い主は最後まで責任を持って飼いましょう。絶対に捨てないでください。

狂犬病予防注射をお忘れなく

法律により、生後91日以上
の犬については生涯1回の登録と、年に1回の狂犬病予防

注射を受けさせることが飼い主に義務づけられています。

犬を飼い始めたとき、飼い主・住所等の変更があったとき、犬が死亡したときは、環境対策課へ届け出てください。

犬の放し飼いは禁止です

犬は条例によって放し飼いが禁止されています。どんなにおとなしい犬でも、嫌いな人にとっては怖いものです。家では外へ逃げ出さないように飼い、散歩中は必ずひも（リード等）をつけましょう。

フンの後始末をしましょう

フンは自分の敷地内で済ませましょう。

また、散歩のときはスコップ・ビニール袋等の処理用具を携帯して、必ず飼い主が持ち帰り、周りの人に迷惑をかけるないようにしましょう。

鑑札や名札をつけましょう

万一、迷子になった場合、首輪につけている鑑札や迷子札が唯一の頼りとなります。災害時にもとても有効です。

普段室内で飼っている場合も、首輪に鑑札や名札などを付けておきましょう。

猫の室内飼育のすすめ

猫を屋外で飼うことは、近隣への迷惑になるだけでなく、交通事故や病気など猫への危険も多くなります。

猫は室内でもストレスをたえずに飼うことが可能ですので、室内での飼育をおすすめします。

また、飼い主が気付かなくても、他の家の敷地にフンや尿、嘔吐をしたり、庭や畑を荒らしたりなど迷惑をかけていることが多く、苦情の対象になっていきます。

地域の方々が気持ちよく暮らせるよう、きちんとつけましょう。

飼い主のいない猫

（のら猫）対策

無責任にエサを与えるだけで他に何もしないと、猫がどんどん増え、環境を汚したり、近隣に迷惑がかかってしまいます。

飼い主のいない猫を増やさないためにも、置きエサ禁止・糞尿の始末・不妊去勢手術を行いましょう。

問合せ先

環境対策課環境保全係

☎ 22213

ごみの野焼きは
禁止されています！

なぜ、野焼きは いけないのか？

野焼きをすると黒煙や悪臭を発生させ、近隣の方々の生活環境に大きな迷惑をかけることとなります。

また、気管支などに病気を抱える方にとっては、より深刻な問題となります。

廃棄物焼却施設とは異なり、適切な温度管理や排ガス処理ができないため、燃やすものによってはダイオキシンを発生させることもあります。

周囲にこういった生活環境上の悪影響を与えるため、一部の例外を除き、野焼きは禁止されています。

一部の例外とは？

・国又は地方公共団体が施設
の管理を行うために必要な
焼却

・災害予防、災害応急対策、
復旧のために必要な焼却
（防災訓練など）

・風俗慣習上又は宗教上の行
事を行うために必要な焼却
（どんど焼きなど）

・農林業者が作業に伴って行

うやむを得ないものとして
行う焼却

・焚き火など軽微な焼却
これらの焼却でも近隣の
方々に迷惑となつていたり判
断されるときは、焼却をやめ
ていただくことがあります。

なお、農林業者だから何で
も燃やして良いということでは
なく、ゴム、プラスチック、
油などの焼却はできません。
また、家庭菜園は農業ではあ
りません。

～お願い～

禁止の例外とされている焼
却であっても、特に住宅地に
近い畑で行われる焼却は苦
情が多くありますので、燃え
るごみの日に出せるものでは
きる限り出していただき、ま
た、住宅の近くでは焼却しな
いようにしてください。

やむを得ず焼却を行う場合
であっても、天候や時間帯な
どに注意し、迷惑をかける
よう、近隣の方々のご理解を
得るようになしてください。

皆が気持ちよく生活してい
けるよう、ご理解とご協力を
お願いします。

問合せ先

環境対策課環境保全係

☎ 22213